平成２８年（フ）第６４号
埼玉県深谷市上野台2338番地３
債務者　馬場　芳夫
１　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６７号
長崎県大村市松原本町24番地１
債務者　加藤奈智江
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽場尾雅宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
三重県松阪市駅部田町1605番地　西村住宅、営業所三重県松阪市川井町919番地１　スナックなじみ
債務者　熊谷　澄嗣
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第３２７号
埼玉県春日部市赤沼734番地５
債務者　中村　良一
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大里　定則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午後４時
５　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
埼玉県春日部市赤沼734番地５
債務者　中村　文子
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大里　定則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午後４時
５　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
静岡市駿河区小黒３丁目10番23号
債務者　南　　光純
１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　裕之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４号
北海道帯広市東８条南２丁目１番地３　パークヒルズⅠ―102
債務者　さくら葬儀社こと　櫻庭　勝彦
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　紘生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
三重県桑名市大字志知2450番地１　ファームＫＥＮＺＯ205号
債務者　山口　大輔
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　慶志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月４日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７７０号
さいたま市南区根岸４丁目３番12―202号
債務者　北本　明子（旧姓小池）
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若井　剛弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３８号
北海道夕張郡由仁町三川泉町180―１　三川泉団地11―Ｇ―３、住民票上の住所北海道夕張郡由仁町中三川170番地
債務者　羽賀　義洋
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６７号
北海道登別市登別東町４丁目22番地１リバーパーク２　201
債務者　境田　宗規
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
盛岡市上田堤１丁目５番10号、前住所盛岡市黒石野１丁目１番８号、前々住所　盛岡市山岸３丁目29番５号
債務者　吉田みほ子（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野98番地９
債務者　アラキ　アルベルト　シンゴこと　ＡＲＡＫＩ　ＡＬＢＥＲＴＯ　ＣＨＩＮＧＯ
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４５号
新潟県上越市五智新町４番36号　コーポ中村Ａ棟101号
債務者　金井　　進
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１８３号
愛知県江南市力長町神明376番地２　オーヴェールＥ101号
債務者　小川　暢夫
１　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２５号
長崎県長崎市高島町2706番地30　尾浜アパート206号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷554番地67　ホワイトパレス長崎709号
債務者　高木　雄一
１　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係